

【令和元年度第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

- 1 日 時：令和元年（2019年）10月30日（水）
午前10時から午後11時30分まで
- 2 場 所：鎌倉市役所本庁舎 201会議室
- 3 出席者：【委員】佐藤委員長、米澤副委員長、
小山内委員、佐久間委員、中里委員
【事務局】持田次長、菅原担当課長、嶋担当係長、戸部非常勤嘱託員
※ 傍聴者 なし
- 4 議題
(1) 「鎌倉市パートナーシップ宣誓制度」について
- 5 配付資料
(1) 会議次第
(2) 【資料1】鎌倉市男女共同参画推進委員会委員及び事務局名簿
(3) 【資料2】パートナーシップ制度の導入について
(4) 【資料3】鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）
(5) 【資料4】パートナーシップ制度実施団体一覧
(6) 【資料5】e-モニターアンケート「性的マイノリティについて」
(7) 【資料6】かまくら21男女共同参画プラン（第2次）改訂版
(8) 【資料7】鎌倉市男女共同参画推進条例及び同条例施行規則
(9) 【資料8】鎌倉市共生社会の実現を目指す条例
(10) 【資料3】様式一式（当日追加）
- 6 会議の概要
(1) 事務局・幹事等自己紹介
(2) 会議の公開、傍聴者の取扱いについて確認
(3) 会議録等の取扱いについて
(4) 議事のまとめ方について
- 7 議事
(1) パートナーシップ制度について

事務局：議題1、鎌倉市パートナーシップ宣誓制度についてご説明いたします。

本市では、共生社会の実現を目指し、性的マイノリティに対する市民理解とともに、パートナーシップ制度の検討を進めてまいりました。お手元の（資料6）かまくら21男女共同参画プラン 21ページをお開きください。こちらでは、目標2心豊かに暮らせる地域社会の実現」の中で、同じく3枚めくっていた26ページ「LGBTに対する正しい理解」を目標に挙げておることから、本制度について男女共同参画推進委員のみなさまからご意見を頂戴したいと思

います。

では、(資料2) パートナーシップ制度の導入についてをご覧ください。

1. パートナーシップ制度とは、性的マイノリティのカップルが、互いを人生の伴侶として、婚姻関係同様に協力し合うことを約した関係にあることを、申請または宣誓し、これを市町村長が受理し、公に証明をするという取り組みです。

当該制度は、市町村独自の取り組みであり、法律婚のような法的保護はありませんが、差別や偏見を解消し、多様性を認め合い、すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会を目指し、性的マイノリティの方々の暮らしやすさに繋げることを目的に実施しようとするものです。

続きまして3番、全国の導入状況について説明いたします。こちらは資料4、A3の資料をご覧ください。

パートナーシップ制度は、平成27年度に、渋谷区と世田谷区が制度化して以降、令和元年9月現在、26の自治体において導入されています。制度実施の根拠となる規定については、渋谷区と豊島区、岡山県総社市が条例を根拠規定としており、その他の自治体については、要綱により実施しています。

根拠規定を条例とするか要綱とするかにつきましては、条例については、議会の議決を経て定める自治体の規程であり、要綱につきましては、市長権限で策定する公平な事務手続きのための規程であるという差はあるものの、拘束力を持つものではなく、実効性において大きく変わるものではないと考えております。

条例により規定している渋谷区では、「区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。」ことや「公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。」といった規定により、市民、事業者などに一定の努力義務を課す規定を設けております。

これに対し、要綱により実施している自治体の多くでは、当該制度が、当事者同士の自由な意思により、2人が人生のパートナーとして、安心して生活できる社会の実現に向け、市がその意思に寄り添い、その関係を尊重するというものが多く、行政手続きや業務を遂行するうえで、適切な対応をすることを定めているものも見受けられます。

本市といたしましては、法制度が整備されていない現状におきまして、当事者の方々が自分らしく生きられる社会を実現するための第一歩と位置づけ、条例ではなく、要綱により実施したいと考えております。

再び、資料2、パートナーシップ制度の導入についてをご覧ください。

裏面にあたる5番です。パートナーシップ制度実施概要について説明いたします。

1番、実施方法ですが、プライバシーに関わることから、電話での事前予約制としまして、市役所会議室を確保し、手続きを行います。

宣誓者の要件としましては、

- ・一方又は双方が性的マイノリティであること。
- ・20歳以上であること・市内で同居していること、転入予定も含まれます。
- ・結婚していないこと及び宣誓者以外とパートナーシップ関係にないこと。
- ・近親者でないこと、こちらは養子を除きます。

また必要書類としましては、

- ・現住所の証明として、住民票の写し、
- ・独身であることの証明としまして、戸籍抄本、独身証明書など、
- ・本人確認書類としまして、マイナンバーカード等を求めます。

続きまして、2番、本市の特徴についてですが、同性カップルに限定せず、戸籍上男女の関係であっても、一方又は双方が性的マイノリティ同士のカップルであれば、宣誓可能といたしました。これは、戸籍上は男女の関係であっても、双方が性別違和（性同一性障害）による男女間のカップルや、自らの性を決められない方、また男性でもあり、女性でもあると考えていらっしゃる方もいると認識しておりまして、戸籍に夫、妻と記載されることへの違和感から婚姻届けを出せずにいらっしゃる方もいらっしゃるのではないかという考えからです。

次に、同居を要件としました。市民から、「パートナーシップの認定にあたっては、同性カップルが男女の法的な婚姻関係と異なる程度の実質を備えていることが確認できるように。」という要望があったこと、また、要綱の中で、お二人が「日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した関係である」と定義していることから、基本的には「同居」を要件にしたいと考えています。ただし、同性カップルが賃貸住宅を借りることや、同居することへの近隣の方の理解はまだまだ進んでいない状況であるため、両者が市内在住で「経済的又は物理的」に共同生活を行っていることが確認できれば、宣誓を認めることとしたいと思います。

最後に、民法の規定では、養子縁組を結んでいる者同士は婚姻ができませんが、パートナーへの相続等の法的保護を受けるためにやむを得ず、養子縁組を行っている事情等あるようですので、本市では養子縁組の方も宣誓可能としたいと考えています。

以上で説明を終わります。

委員長：ただいまの説明については意見、ご質問ありませんでしょうか。

私のほうからひとつ質問をさせていただきます。パートナーシップ制度の実施

概要のウの（エ）のところですが、結婚していないこと及び宣誓者以外とパートナーシップに関係にないことというところですが、パートナーシップについては、結婚はそういった事実があるかないかは調べやすいとは思いますが、他のところで認められている、パートナーシップ関係にあるということの確認が出来ないのではないのでしょうか。

事務局：宣誓の時に、確認書というものに記載をしていただいて、確認させていただきたいと考えております。その中で、婚姻関係にいる方がいらっしゃらないこと、他にパートナーシップ関係にある方がいらっしゃらないことにチェックをいただくようにしたいと考えております。また多くの自治体では、その市に住民票がある人がパートナーシップ制度の利用が出来るということになっていて、もし他市でパートナーシップ制度を利用されている方も、本市に移られた時には、そのパートナーシップ制度自体が無効になっていると考えておりますので、その点はクリア出来ているのではないかと考えます。

委員長：ありがとうございます。それでは次の説明をお願いします。

事務局：それでは若干補足ではございませんけれども、さまざま資料を付けさせていただいております。資料5、市政e-モニターアンケート。こちらは本年6月に市民アンケートとして492名の方にアンケートを取らせていただいた結果でございます。質問の内容については、「性的マイノリティについて」の理解度、パートナーシップ制度の実施にあたっての自由記述というものです。概ね制度導入については理解を得られているのかなと、この結果からは見て取れるのですが、自由記述欄のほうを見ますと、反対意見の方の意見には、かなり厳しい意見も見受けられます。鎌倉市としては、こういった性的マイノリティの方が偏見や差別を受けることなく、共生条例の理念に基づいて、鎌倉で生活が出来るように、市民の理解を広めていくことが非常に重要な課題なのかと考えております。まさにこういった意見の方に少しでもご理解をいただくことで取り組みを進めてまいりたいと考えております。

委員長：このe-モニターアンケートについて、何かご質問はありますでしょうか。

委員：この質問の1-1のところ。LGBTの理解度、LGBTという言葉を知っていますかというところで、その後、質問の1-2-3であったり、4であったりにつながってくるのですが、言葉を知っている方は最近非常に増えていると思いますけれど、特に質問1-2-3と1-2-4のところ、このふたつに関しては、言葉を知っている人は多くても理解をしている人は、私の周辺だとまだ過半数を超えていない人が多いのかなと。これはデータを取ったわけではないのですが、まだまだ、特にバイセクシャルという言葉に対する理解がないのかなというところがあるので、言葉の説明に関しては必要な時にはしっかりとさせていただくほうが良いかなと考えます。

委員：これは感想ですが、反対意見の方も制度自体や方向性については期待しているが、制度自体がまだ国としても議論が必要な部分がある。制度自体が未完成というか、そういう中でやっていくのかどうか。扱う案件の優先順位の問題を疑問視している方が大半だったので、おおむね方向としては市民の皆さんも賛成だということが分かります。一方で制度自体が立ち上がっても、実際の市民の空気感といいますか、皆さんの感覚的なものを支配しているのは、ひとりひとりの意識が基本なので、教育ですとか親御さん含めた大人への周知というか正しい理解を求めるのが一番大事で、かつ一番大変なことだなと思います。せっかくこういう制度を立ち上げるので、立ち上げましたという告知と、正しい理解を皆さんが少しでもしやすいような講座ですとか、お子さんへの教育ですとか、そういったところに力をいれていただければすごく良いかなと思いました。

事務局：ただいまお話がございましたとおり、この制度は残念ながら今、法的な整備がされていない中で、各市町村が独自に設けている状況です。本来の異性間の夫婦間であれば、相続であったり社会保障であったりという法的な保護が多数得られるにもかかわらず、性的マイノリティーのカップルにつきましては、そういった保護がないというなかで、何より目的としてはそういった方々、将来的には同性婚、世界的に見れば多くの国々で今同性婚が法律上認められているということもございますので、国が動くというところはひとつ大きな当事者の方々にとっての目標であろうかと思っておりますので、各市町村、鎌倉市も当然のことながら、まずはそういった理解を少しでも市民の方々に広めるということが大きな目標になろうかと思っております。また他方、当事者支援団体の代表の方のお話などでは、思春期を迎えた子供たちが自分の性的な他の人たちとの、友達との違いに非常に悩んで、苦しんでいる子供たちが非常に多いということも言われていました。そういった苦しんでいる子供たちにとって、この制度が出来ることで、理解が広がることを期待できるということをおっしゃっていたので、この制度が、偏見、差別のない社会を作るためのまず第一歩というふうに、我々としては考えています。

委員長：他には何かございますか。

委員：制度の中身について初めておうかがいするので、こちらで意見をあげてどれぐらい反映していただけるのか分からないというのはあるのですが、社会の偏見をなくすためにただ制度の実効性がないということではないと思うのですね。学校の教育現場などで検証されたりするのはもちろん大事なのですが、困っている方が同性のパートナーだということで不利益を被らないような制度が必要だと思います。ご説明いただいた資料の4の各自治体でどのようなパートナーシップ制度が実施しているかということで、例えば3番の伊賀市、市立病院での病状説明、手術同意を同性のパートナーでも聞けるよう

に制度を利用することになっている。あるいは次のページの12番、横須賀市さんでいいますと、同じように医療の部分での同意者として同性のパートナーでもなれるということ以外に災害見舞金が支給されると。病気や災害の時にパートナーとして認められないということは同性カップルとして苦しいことだと聞いています。住宅の問題も市営住宅に入居できるかどうかということは急務の問題ですが、鎌倉市の場合、活用方法でいうと市営住宅入居申込と職員厚生会祝金。ここで質問させていただきたいのですが、市営住宅の入居ではなくて、入居申込、「申込」という二文字が付くのはどうしてかということが一点と二点目は職員厚生会祝金というのは市の職員の方のお祝金ということでしょうか。そうすると市の職員の中ではパートナーシップ制度を利用してこういうことがプラスの部分で祝金をいただけるということがあると思いますが、なかなか市民の周知にいたらない活用方法ではないかなと思うのですが、その点はどういうふうに考えて制度設定されているのか教えていただければと思います。

事務局：法的な整備がされていない現状の中で、各市町村の中で可能なサービスを各自自治体で対応されています。市民病院をお持ちのところであれば横須賀市さんのように手術同意というものも対象にしましょうということがございます。鎌倉市の場合は残念ながら市民病院がございませんので、鎌倉市として実益としてできるところでは市営住宅の入居申込がございまして、その後の例えば抽選などは公平にやらなければいけないということがございますが、鎌倉市の場合、市営住宅の条例の書き方が現に婚姻と同様の関係にあるものが市営住宅の申し込みの同居として認められているということがございますので、この制度でパートナーシップを利用して、宣誓をされた方はその宣誓の証明書のものを持って入居申込が可能になるというのが住宅担当課の考え方でございます。

委員：「申込」と二文字がつくと、西尾市だと入居でとまっているのですが。

事務局：市営住宅は基本的に入居申込があって、そこで決定という流れになりますので、そこはどこも入居の申込が出来ますよというところで、その先に抽選なり、空きがあって、抽選がなければそのまま入れるということもあるかもしれないのですが。

委員：他の自治体と同じ文言ですか。

事務局：意味合いは同じだと思います。

委員：「申込」とつける必要はあるのでしょうか。活用方法の仕方として、よその自治体さんと同様での活用を想定されてということですよ。そうすると「申込」はいるのでしょうか。

事務局：修正いたします、ありがとうございます。職員厚生会に関してはあくまでも市の職員の中に対象となるカップルがいた場合には、職員厚生会として通常の婚

姻と同様の福利厚生としてお祝い金を出すというのは制度改正をして、今現に運用はされています。

委員：ひとつでも活用できることが多いほうが良いと思いますので。これは意見ですが、災害時や、今すごく鎌倉市は雨などで避難所をすぐ開設されて、すごく迅速に対応をされていると思うのですが、世帯単位で避難された場合にパートナーシップ制度の証明を持っていれば世帯として認めて、普通に同性カップルでも入れるのかどうかとか、そういう部分についても活用していただければと思います。より多くの市民の方が色々なカップルがあると分かっていたかかないと浸透していかないとと思いますので、そこは意見として申し上げさせていただきます。

事務局：ありがとうございます。

委員長：他に何かございますか。

委員：これは大まかな概念というか考え方で、やはり国の法律が定まっていな中で逆に市や区が声を上げ続けていくことは決して無駄にはならないと思います。こういう総意が集まってくるとそれがしいては国を動かす原動力になってくる。LGBTの方々がパートナーシップを申し込むということはある意味出来ることかもしれないですが、それを提示するところはまだまだ勇気がいる社会なのかなと思っています。そういう環境を整えるためにこの制度を作っていく中で広報かまくらなど色々なところでこういう制度が始まりましたというのを広く普及していただきたいというのがひとつと、あとこういう制度を作ったからには抜本的な対策としては、国に対して最終的には通常の婚姻と同じ制度が受けられるのが当たり前になっていく社会を目指していただきたいと思うので、そこは例えば鎌倉を中心として認知されている国会議員などに、そういうところにも働きかけをしていく、この制度を作るところでゴールではなく、そこから先もこういう方々が当たり前にならぬ書類で認められていく、そういう社会を作っていくためにも上への上申というのですか、続けていかなければならないことがひとつお願いです。

事務局：まさにおっしゃる通りだと考えております。また今年中には横浜市さんもパートナーシップ制度を設けるという新聞報道もございました。横浜市さんあたりが実際取り組まれるとことになれば大きな力になるかと思えます。徐々に増えていく傾向にございますので、まさに今ご意見にあったように国を動かす原動力になると考えてございますので、機会があればそういったところ、県などを通じて働きかけといいますか、訴えていきたいと考えております。

委員長：ありがとうございます。他にはないでしょうか。

委員：どのタイミングで申し上げるべきなのか分からなくて、今手を挙げたのですが、非常に細かいことではあるのですが、同居が要件になっている件について、受

領する際は同居が基本的な要件とうかがったのですが、受領証の返還の第8条ですか、資料3の第8条の受領証の返還というところを見ていくと、一般家庭だとよくある単身赴任の問題ですが、単身赴任があるとどうしてもおひとかたは市外に出ないといけない、またいずれ戻る予定だけれどもという時があっても、この制度上の展開としては受領証を一旦返還せざるを得ないのですか。それは大丈夫なのですか。

事務局：はい、婚姻制度と同じように単身赴任や、親の介護のために故郷に戻るとか、そういった場合には返還を求めないこととします。

委員：それはどこで読み取れば良いのでしょうか。

事務局：要綱上記載がないのですが、これ以外に市民向けにガイドブックのようなものを作ろうと考えていまして、そちらには明記させていただきたいなと思っています。

委員：安心しました。有難うございます。

委員長：他にはございませんでしょうか。

事務局：今のご質問に補足させていただいて良いでしょうか。読み取るというところで言いますと、第3条に宣誓の対象者という要件がございます。まずはここが一番の前提になりますので、一方又は双方が性的マイノリティのパートナーシップであることと3項のところでは、住所要件がございますけれども、ただし、同一所在地に住所を有することのできない特別の事情がある場合は、この限りではないという文言がございますので、読むとすればここを読んで、特別な事情の中に単身赴任などを含むと考えております。

委員長：返還に関しては色々な整備をしていかないと、例えば返還をしないままパートナーシップは解消されているケースが考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

事務局：返還に関しまして、当然要綱上ではうたっておりますので、私共としてもそれを求めますけれども、確かに例えばこれは住民票ですとか法律に基づくものと違いますので、それをどこまで追えるかとか、そういうところに課題はあろうかと思えます。自治体として求めておりますし、それを前提としてはおりますが、仮に返還がされないケースがあった場合、正直申し上げれば正式な回収は難しいと考えております。

委員長：他にはございますか。

委員：これは素朴な疑問で、保存期間30年となっておりますが、例えば申し込んで30年経ったら自動解消というかたちになるのか、その場合更新すれば継続になるのか。

事務局：一応規定としては行政文書の保存期間の規定の最長の30年。本来戸籍ですとか婚姻届けなど、これは除票になってから100年。これは法律上に明記され

ていますので、そういうことは適用されますが、法律の規定がない中で、ここは最長の、鎌倉市の行政文書の保存期間の最長の30年を採用しています。仮にその時に30年経って破棄されてしまって、その後に再交付などというケースがあった場合、記録がないので改めて申請をしていただくというのが基本的な対応の仕方になると想定しております。

委員：基本的な考えでは30年経っても必要に応じて、そこで延長しないとかではなく、その先臨機応変に、再交付や、それを妨げることはないということですか。

事務局：そうです。

委員：一番は30年経たないうちに国の整備が進んでいることですね。有難うございます。

委員長：他にはご意見はございますか。

委員：要綱というのは何年に一回なのですか。定期的に見直したりするものでしょうか。計画等は5年で見直すとか書いてありますが、要綱については一回決めたら永遠に存続するのですか。

事務局：基本的にそういった実施計画、様々な計画、個別計画ございますが、こういったものは計画上5年で見直し等の規程がございますが、要綱はあくまで事務処理を規程しているものなので、これは必要に応じて、もし不都合があればその都度見直す、1年で見直すことも可能性としてはありますし、必要がなければこのままずっと変更のない場合もあります。

委員：これはいちいち見直しますと宣言をしなくても随時出来るという理解でよろしいでしょうか。資料6のかまくら21男女共同参画プランで計画の内容を知るための具体的な要綱と出てくるとそこで見直したりするということですね。

事務局：はい、そうです。

委員長：他にはございますか。よろしいですか。

事務局：有難うございました。本日の議題につきましては以上で終了でございます。今後の予定でございますが、本委員会につきましては、男女共同参画の推進状況を年1回開催して、委員のみなさまにご確認、ご審議いただいているところでございます。次回につきましては1月に開催をしたいと考えております。事前に委員の皆様にはメール等でご連絡を取りながら、ご都合をお聞きしながら開催日時を決めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

委員長：事務局は各委員の意見を付して、委員会の見解としてください。次に、議題2「その他」について事務局から何かありますか。

事務局：特にありません。

委員：せっかくなので、鎌倉市は今回SDGsに認定された数少ない都市で、しかも初期の段階で登録をされていると思います。今度こちらのガイダンスを作られ

たり、または改訂がある際には是非SDGsの中に男女に関する記載がしっかりとありますので、2030年までの限定的な目標ではありますが、具体的に目標が書かれている内容ですので、そこは鎌倉市として各こういう方針であったり、中に取り込んでいただくと、より市としても推進しているよと見えてくるのかなと思いますし、それがまた市民へ良い意味でSDGsというものとLGBTが結びついてくるとより理解も進むかなと思いますので。せっかく進めている事業のひとつなので、是非ともここは長期的な目で反映をしていただけると有り難いかなと思います。

事務局：はい、SDGs総合計画は現在策定中ですが、その基本計画の中にしっかり折り込ませていただいております。

委員長：有難うございます。これをもちまして「第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会」を終了いたします。有難うございました。